

下限面積（別段の面積）の設定について

平成21年12月施行の改正農地法により、農業委員会が、農林水産省令で定める基準に従い、市町村の区域内の全部又は一部についてこれらの面積の範囲内で別段の面積を定め、農林水産省令で定めるところにより、これを公示したときは、その面積を農地法第3条第2項第5号の下限面積として設定できることになりました。

「農業委員会の適正な事務実施について」（20経営第5791号平成21年1月23日付け農林水産省経営局長通知）が、平成22年12月22日付けで一部改正され、農業委員会は、毎年、下限面積（別段の面積）の設定又は修正の必要性について審議することとなっております。

このため、令和3年4月27日開催の令和3年度第1回総会時の協議において、下限面積（別段の面積）の必要性について検討し、下記の理由により下限面積（別段の面積）は今まで通り50アールとし、変更なしと決定しました。

（1）農地法施行規則第20条第1項の適用について

方針 現行の下限面積（別段の面積）50アールの変更は行わない。

理由 2015農林業センサスで、管内の農家で50アール以上の農地を耕作している農家が全農家数の約5割であるため。

（2）農地法施行規則第20条第2項の適用について

方針 現行の下限面積（別段の面積）50アールの変更は行わない。

理由 新規就農を促進する（遊休農地の活用）観点から認めるとする項目（施行規則第20条第2項）については、現行でも集約的経営を行う場合は、基準面積（50アール）以下でも例外的に認めることが可能であり（施行令第6条第3項1号）、意欲ある新規参入者の障害とならないと考える。安定した農業経営を継続していくという考え方から現在の基準面積以上は必要と考える。